

(監査委員事務局：監査の結果及び監査意見に関する公表（定期監査）)

監査委員公表第730号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、その結果に関する報告及び同条第10項の規定に基づき提出したその報告に添える意見を次のとおり公表する。

令和7年3月25日

大分県監査委員 長谷尾 雅 通
大分県監査委員 長 野 恭 子
大分県監査委員 森 誠 一
大分県監査委員 守 永 信 幸

第1 監査の概要

この定期監査は、大分県監査委員監査基準（令和2年大分県監査委員告示第1号）に準拠して実施した。

1 監査の対象

- (1) 令和5年度における財務に関する事務の執行
- (2) 前回監査対象期間後から監査実施日の属する月の前々月までの財務に関する事務の執行

2 監査の実施

知事部局、教育庁及び教育機関並びに警察本部について、令和6年8月19日から令和7年1月22日までの期間において実施した。

	監査対象機関数
知事部局	45
教育庁及び教育機関	70
警察本部	16
合 計	131

なお、監査対象機関ごとの実施日は、第2の3に示す表のとおりである。

3 監査の主眼

財務に関する事務の執行について、公平・公正な立場で、基本となる会計・経理の正確性、合規性はもとより事務事業の経済性、効率性及び有効性の観点からも、より実効性の上がる監査を実施した。

第2 監査の結果

監査を実施した131機関の財務に関する事務の執行について、下表に示すとおり58機関において、27件の指摘事項及び67件の注意事項があった。

その他の機関においては、指摘事項又は注意事項に該当する事項はなく、財務に関する事務がおおむね適正に執行されたものと認められた。

なお、指摘事項と注意事項の区分は以下のとおりである。

(1) 指摘事項

是正又は改善を要するものとして、文書により嚴重に注意することが適当と認められるもので、おおむね次に該当するもの

- ① 違法又は不当な事項で、その程度が重大なもの
- ② 故意又は重大な過失が認められるもの

- ③ 事務処理等が著しく適正を欠くもの
- ④ 著しく経済性、効率性、有効性に欠けるもの

(2) 注意事項

是正又は改善を要するものとして、文書により注意することが適当と認められるもので、おおむね次に該当するもの

- ① 違法又は不当な事項で、その程度が比較的軽微なもの
- ② 過失が認められるもの
- ③ 事務処理等が適正を欠くもの
- ④ 経済性、効率性、有効性に欠けるもの

1 指摘事項

監査対象機関	監査結果
(知事部局・福祉保健部)	
中部保健所由布保健部	再任用職員の雇用保険料について、被保険者資格取得届の提出を失念しており、令和3年度から令和6年度の間、納付していない事例が認められた。
南部保健所	プラスチック類等の産業廃棄物処理について、関係法令を所管しているにもかかわらず、法律で義務づけられた書面による契約を締結しておらず、産業廃棄物管理票の交付もしていない事例が認められた。
(知事部局・生活環境部)	
動物愛護センター	動物愛護推進員等活動支援事業等3件の業務委託について、講習会や啓発活動などが仕様書どおりに実施されていないにもかかわらず、委託料を支出している事例が認められた。
(知事部局・農林水産部)	
農林水産研究指導センター農業研究部花きグループ	空調機廃棄処分について、処分許可業者でない者と、法令で必要とされている書面による契約を締結せず見積・請求により経理処理している。加えて、当該事業者が処分業務を再委託している事例が認められた。
大分県立農業大学校	生乳の搾乳作業等について、作業手順等の確認が不十分であり、生乳に洗浄水が混入したことに気付かず出荷したことにより、出荷先に対する賠償金が発生し、県に多額の損害を生じさせた事例が認められた。
(知事部局・土木建築部)	
国東土木事務所	旅費について、ETCカードを利用し県内旅行をしたにもかかわらず、旅行命令を発していない事例が多数認められた。
別府土木事務所	公共料金等の支出について、支出負担行為漏れにより資金前渡通帳に振込まれた職員の給与等から当該料金が引き落とされたため、職員へ給与等が条例で定める支給日から遅れて支給している事例が、短期間に繰返し認められた。
佐伯土木事務所	港湾使用料等について、督促状の発行時期が遅れている事例が多数認められた。

	用品要求の公金振替に係る支払について、遅延している事例が複数認められた。
(教育庁及び教育機関)	
九重青少年の家	再任用職員の雇用保険料について、令和3年度及び令和4年度分の納付を失念したことにより、追徴金と合わせて後年度に納付している事例が認められた。
杵築高等学校	会計年度任用職員の住民税について、納付書の記載誤りにより納付額が不足し督促手数料が発生したにもかかわらず、2か月後に再び所得税に係る納付遅延が発生したことにより、その後、不納付加算税を支出している事例が認められた。
鶴崎工業高等学校	Playful Robotics推進委託業務について、仕様書があいまいなため契約金額が適正かの判断が困難であり、業務完了通知書も履行が十分に確認できない内容であった。加えて、仕様書に明記された業務を一部実施していないにもかかわらず、委託料を支出している事例が認められた。
大分東高等学校	産業廃棄物処理業務委託について、処分許可業者でない者と契約を締結している。加えて、当該事業者が処分業務を再委託している事例が認められた。
由布高等学校	産業廃棄物収集運搬処理業務委託について、法令で定められた基準を満たしていない契約書を用いて契約を締結している。加えて、産業廃棄物管理票（電子マニフェスト）による最終処分の確認を行うことなく委託料を支出している事例が認められた。
臼杵高等学校	ガス料金及び空調設備リース料の支出等について、7か月以上の支払遅延や、毎月払いのものを複数月分まとめて支出、請求に基づかない支出など、著しく適正を欠く事例が複数認められた。
	粗大廃棄物収集運搬処分業務委託について、法令に定められた基準を満たしていない契約書により処分許可業者でない者と支出負担行為を行う前に契約を締結している。加えて、当該事業者が処分を再委託している事例が認められた。
佐伯豊南高等学校	Playful Coding推進委託業務及びPlayful Robotics推進委託業務について、仕様書があいまいなため契約金額が適正かの判断が困難であり、業務完了通知書も履行が十分に確認できない内容であった。加えて、仕様書に明記された業務を一部実施していないにもかかわらず、委託料を支出している事例が認められた。
三重総合高等学校	西渡り廊下及びペントハウス屋上防水工事について、工法変更等が生じたことにより変更設計額が増加したにもかかわらず、「指示・承諾・協議書」を交付するだけで変更契約を行うことなく、工事を施工させている事例が認められた。
日田高等学校	粗大ごみ処理処分委託について、産業廃棄物の対象となる廃棄物を誤って一般廃棄物として処分している事例が認められた。
宇佐高等学校	Playful Coding推進委託業務について、仕様書があいまいなため契

	約金額が適正かの判断が困難であり、業務完了通知書も履行が十分に確認できない内容であった。加えて、仕様書に明記された業務を一部実施していないにもかかわらず、委託料を支出している事例が認められた。
宇佐産業科学高等学校	Playful Robotics推進委託契約について、仕様書があいまいなため契約金額が適正かの判断が困難であり、業務完了通知書も履行が十分に確認できない内容であった。加えて、仕様書に明記された業務を一部実施していないにもかかわらず、委託料を支出している事例が認められた。
聾学校	給食厨房グリスラップ清掃業務委託（産業廃棄物の処分を含む）について、処分許可業者でない者と法令で定められた基準を満たしていない契約書を用いて契約を締結している。加えて、当該事業者が処分業務を再委託している事例が認められた。
日出支援学校	厨房グリスラップ清掃等の業務（産業廃棄物の処分を含む）について、処分許可業者でない者と、法令で必要とされている書面による契約を締結せず見積・請求により経理処理している。加えて、当該事業者が業務の一部を再委託しているなどの事例が認められた。
中津支援学校	消耗品の購入等について、日付が記載されていない見積書や請求書に、所属の受付印を押印して支出証拠書類として使用している事例が多数認められた。
新生支援学校	産業廃棄物収集運搬処理業務委託について、処分許可業者でない者と法令で定められた基準を満たしていない契約書を用いた契約の締結や、処分業務を再委託している事例が認められた。
臼杵支援学校	産業廃棄物収集運搬処分等の業務委託について、処分許可業者でない者と法令で定められた基準を満たしていない契約書を用いた契約の締結や、処分の再委託、産業廃棄物を誤って一般廃棄物として処分委託を行っている事例などが認められた。
(警察本部)	
臼杵津久見警察署	産業廃棄物等収集運搬処理業務委託について、処分許可業者でない者と契約を締結し、加えて、当該事業者が処分を再委託している事例が認められた。

2 注意事項

監査対象機関	監査結果
(知事部局・福祉保健部)	
東部保健所	生活保護費返還金について、前年度と比較して、収入未済額は減少しているが、収納率は低下しており、その額は依然として多額なことが認められた。
中部保健所	消耗品の購入について、年度内に使用する見込みのないものを年度末に購入している不適切な予算執行の事例が認められた。

	公用車の物損事故について、事故報告に係る処理が長期間なされてい ない事例が認められた。
二豊学園	廃棄物収集処理業務委託について、法令で定められた基準を満 たしていない契約書を用いて契約を締結している事例が認められ た。
	一括発注が可能な消耗品の購入について、別々に行っている事 例が認められた。
こころとからだの相 談支援センター	産業廃棄物収集運搬・処理及び一般廃棄物収集運搬業務委託に ついて、法令で定められた基準を満たしていない契約書を用いて 契約を締結している事例が認められた。
	一括発注が可能な印刷物の発注について、別々に行っている事 例が認められた。
(知事部局・生活環境部)	
消防学校	一括発注が可能な産業廃棄物収集運搬処分業務委託について、 別々に行っている事例が認められた。
(知事部局・商工観光労働部)	
産業科学技術センタ ー	公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が 認められた。
大分県立工科短期大 学校	入学生募集に係る卒業生インタビューパンフ作成委託につい て、予定価格が10万円を超えているにもかかわらず、見積合わせ を行わずに一者随意契約を行っている事例が認められた。
大分高等技術専門校	石膏ボード処理委託業務について、産業廃棄物管理票（マニフ ェスト）を作成していない事例が認められた。
	一括発注が可能な消耗品の購入について、別々に行っている事 例が認められた。
(知事部局・農林水産部)	
農林水産研究指導セ ンター農業研究部	公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認 められた。
農林水産研究指導セ ンター農業研究部花 きグループ	一括発注が可能な修繕について、別々に発注している事例が認め られた。
農林水産研究指導セ ンター水産研究部	臨時的任用職員の給与について、資金前渡口座に振り込まれた当 日に支給せず、翌日に支給している事例が認められた。
	公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認 められた。
農林水産研究指導セ ンター水産研究部北 部水産グループ	毒劇物の管理について、会計管理局長通知により定められたチェ ックリストを作成しておらず、記帳誤り等により使用簿と現物数量 が整合していない事例が認められた。
大分県立農業大学校	旅費について、法人カードを利用し県内旅行をしたにもかかわらず、 旅行命令を発していない事例が認められた。
大分家畜保健衛生所	一括発注が可能な産業廃棄物収集運搬処理業務委託について、別

	々に行っている事例が認められた。
	消防用設備保守管理業務委託について、受託業者が承認を受けずに点検業務を再委託している事例が認められた。
(知事部局・土木建築部)	
国東土木事務所	自家用電気工作物保安管理業務委託等の2つの業務委託について、それぞれ一括発注が可能であるにもかかわらず、別々に実施している事例が認められた。
	一括発注が可能な消耗品の購入について、別々に行っている事例が認められた。
	雨漏り修繕工事について、工期を設定しておらず、加えて、検査員の任命を行わずに、誤って物品購入検査員が完了検査を行っている事例が認められた。
別府土木事務所	外航船の岸壁使用料について、算定を誤ったことから、過大に徴収している事例が認められた。
佐伯土木事務所	現金出納事務について、係船料、証紙売払収入等として領収した現金の払込みが会計規則に定められた期間を超えている事例が繰返し認められた。
竹田土木事務所	法人カードの管理について、適切な紛失防止対策を講じておらず、カードを1枚紛失した事例が認められた。
(教育庁及び教育機関)	
日田教育事務所	令和5年度に納品された定期刊行物について、令和6年度予算で支出している事例が認められた。
高田高等学校	産業廃棄物収集・運搬及び処分業務委託について、処分数量が異なる見積書を比較して契約相手を決定しており、加えて、いずれの見積書とも異なる数量で契約を締結している事例が認められた。
国東高等学校	一括発注が可能な消耗品の購入について、別々に行っている事例が認められた。
	第2体育館照明改修工事について、契約書で定めた期日経過後に前払金を支払っている事例が認められた。
日出総合高等学校	公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。
大分上野丘高等学校	校内樹木伐採等の2件の業務委託について、一括発注が可能であるにもかかわらず、別々に発注している事例が認められた。
大分舞鶴高等学校	産業廃棄物収集運搬処理業務委託について、契約書に収集運搬業許可証及び処分業許可証の写しが添付されていない事例が認められた。
大分雄城台高等学校	年度内に実施していない廃棄物収集処理業務の委託料について、当該年度予算により支出している事例が認められた。
芸術緑丘高等学校	大型廃棄物収集運搬処分業務委託について、法令で定められた基準を満たしていない契約書を用いて契約を締結している事例が

	認められた。
鶴崎工業高等学校	一括発注が可能な産業廃棄物収集運搬処分業務委託について、別々に行っている事例が認められた。
大分東高等学校	自家用電気工作物保安管理業務委託等の2件の業務委託について、それぞれ一括発注が可能であるにもかかわらず別々に行っている事例が認められた。
津久見高等学校	一括発注が可能な産業廃棄物収集運搬処理業務委託について、別々に行っている事例が認められた。 高校魅力化事業委託業務について、積算額が10万円を超えているにもかかわらず、見積合わせを行わずに一者随意契約をしている事例が認められた。
佐伯豊南高等学校	一括発注が可能な消耗品の購入について、別々に行っている事例が認められた。 一括発注が可能な浄化槽維持管理業務委託について、別々に行っている事例が認められた。 学校施設管理業務委託について、公告した見積書の提出期間経過後に提出された見積書に基づき契約を締結している事例が認められた。
三重総合高等学校	一括発注が可能な消耗品の購入について、別々に行っている事例が認められた。
竹田高等学校	給油カードの管理について、使用者が保管責任者に返納することなく保有し続け、カード1枚を紛失した事例が認められた。
玖珠美山高等学校	庭木剪定業務委託契約について、業務完了通知書の提出や検査が行われる前に提出された請求書に基づき支出命令を起票し支払を行っている事例が認められた。 一括発注が可能な原材料の購入について、別々に行っている事例が認められた。
日田高等学校	給食調理員等検便委託業務の単価契約について、積算が10万円を超えているにもかかわらず、適切な見積合わせを行っていない事例が認められた。
宇佐高等学校	一括発注が可能な支障木伐採業務委託等2件の業務委託について、別々に行っている事例が認められた。
宇佐産業科学高等学校	一括発注が可能な動画作成業務委託について、別々に行っている事例が認められた。
日出支援学校	プール循環濾過装置保守点検業務委託について、保守点検完了日以前に提出された業務完了通知書に基づき委託料を支出している事例が認められた。
宇佐支援学校	タブレット端末を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。
中津支援学校	物品購入について、物品納品から相当期間経過後に支出負担行為を行っている事例が複数認められた。

	学校施設管理業務委託について、公告した見積書の提出期間以前に提出された見積書に基づき契約を締結している事例が認められた。
由布支援学校	産業廃棄物収集運搬処分業務委託について、法令で定められた基準を満たしていない契約書を用いて契約を締結している事例が認められた。
臼杵支援学校	一括発注が可能な消耗品の購入について、別々に行っている事例が認められた。 庭木剪定・高木伐採業務委託について、検査を行うことなく委託料を支出している事例が認められた。
(警察本部)	
大分東警察署	ノートパソコンを損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。
大分南警察署	原動機付自転車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。 デジタルカメラを損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。
宇佐警察署	産業廃棄物収集運搬処分業務委託について、契約日及び契約期間、契約の相手方が同じであるにもかかわらず別々に契約しており、加えて、日付に記載誤りのある見積書を用いている事例が認められた。 可搬式大型モニターを損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。
中津警察署	公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。 ノートパソコンを損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。
日田警察署	大山駐在所不在転送装置取替修繕など3件の修繕料について、検査員による検査済の表示がなく、履行確認が不十分なまま支出している事例が認められた。 ノートパソコンを損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。
竹田警察署	一括発注が可能な消耗品の購入について、別々に行っている事例が認められた。
豊後大野警察署	原動機付自転車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。

3 監査の執行状況

監査対象機関ごとの監査実施日は、次表のとおりである。

監査対象機関	監 査 実 施 日
(知事部局・総務部)	
総務事務センター	令和7年1月16日から1月17日、

	令和7年1月20日から1月21日
(知事部局・企画振興部)	
大分県東京事務所	令和6年9月27日、令和6年11月8日
大分県大阪事務所	令和6年10月18日、令和6年11月8日
大分県福岡事務所	令和6年11月15日、令和7年1月9日
(知事部局・福祉保健部)	
東部保健所	令和6年9月3日、令和6年10月10日
東部保健所国東保健部	令和6年9月3日、令和6年10月10日
中部保健所	令和6年10月7日、令和6年11月5日
中部保健所由布保健部	令和6年9月19日、令和6年11月5日
南部保健所	令和6年9月6日、令和6年9月20日
豊肥保健所	令和6年10月4日、令和6年11月15日
西部保健所	令和6年9月4日、令和6年10月11日
北部保健所	令和6年9月10日、令和6年10月23日
北部保健所豊後高田保健部	令和6年9月10日、令和6年10月23日
二豊学園	令和6年12月3日
こども・女性相談支援センター	令和6年12月3日
中津児童相談所	令和6年11月19日
こころとからだの相談支援センター	令和6年12月3日
(知事部局・生活環境部)	
衛生環境研究センター	令和6年12月5日
動物愛護センター	令和6年12月5日
食肉衛生検査所	令和6年10月9日、令和6年11月21日
消防学校	令和6年12月5日
(知事部局・商工観光労働部)	
産業科学技術センター	令和6年12月11日
大分県立工科短期大学校	令和6年11月19日
大分高等技術専門学校	令和6年12月11日
佐伯高等技術専門学校	令和6年11月14日
日田高等技術専門学校	令和6年9月5日、令和6年10月15日
竹工芸訓練センター	令和6年10月8日、令和6年11月22日
(知事部局・農林水産部)	
農林水産研究指導センター	令和6年11月21日
農林水産研究指導センター農業研究部	令和6年11月21日
農林水産研究指導センター農業研究部水田農業グループ	令和6年9月17日、令和6年10月25日
農林水産研究指導センター農業研究部果樹グループ	令和6年12月10日
農林水産研究指導センター農業研究部花きグループ	令和6年12月12日

農林水産研究指導センター畜産研究部	令和6年11月27日
農林水産研究指導センター林業研究部	令和6年10月29日
農林水産研究指導センター水産研究部	令和6年11月13日
農林水産研究指導センター水産研究部北部水産グループ	令和6年9月18日、令和6年10月30日
大分県立農業大学校	令和6年11月27日
大分家畜保健衛生所	令和6年10月24日、令和7年1月15日
豊後大野家畜保健衛生所	令和6年10月1日、令和6年11月13日
玖珠家畜保健衛生所	令和6年11月12日
宇佐家畜保健衛生所	令和6年9月17日、令和6年10月25日
(知事部局・土木建築部)	
国東土木事務所	令和6年8月26日から8月27日、 令和6年9月26日
別府土木事務所	令和6年8月26日から8月27日、 令和6年9月26日
佐伯土木事務所	令和6年8月19日から8月20日、 令和6年9月20日
竹田土木事務所	令和6年8月21日から8月22日、 令和6年9月25日
(教育庁及び教育機関)	
中津教育事務所	令和6年9月10日から9月11日、 令和6年10月21日
別府教育事務所	令和6年11月21日から11月22日
大分教育事務所	令和6年10月9日から10月10日、 令和6年11月21日
佐伯教育事務所	令和6年11月14日から11月15日
竹田教育事務所	令和6年10月1日から10月2日、 令和6年11月13日
日田教育事務所	令和6年10月31日
教育センター	令和6年10月10日、令和6年11月21日
くじゅうアグリ創生塾	令和6年11月27日
大分県立図書館	令和6年12月11日
香々地青少年の家	令和6年9月12日、令和6年10月10日
九重青少年の家	令和6年10月29日
歴史博物館	令和6年11月12日
先哲史料館	令和6年12月11日
埋蔵文化財センター	令和6年11月26日
高田高等学校	令和6年9月18日、令和6年10月30日
国東高等学校	令和6年12月10日
杵築高等学校	令和6年11月8日
日出総合高等学校	令和6年10月8日、令和6年11月22日

別府鶴見丘高等学校	令和6年11月26日
別府翔青高等学校	令和6年11月26日
大分上野丘高等学校	令和6年10月15日、令和6年11月26日
大分舞鶴高等学校	令和6年10月15日、令和6年11月26日
大分雄城台高等学校	令和6年10月15日、令和6年11月26日
大分南高等学校	令和6年10月15日、令和6年11月25日
大分豊府高等学校	令和6年10月16日、令和6年11月25日
大分工業高等学校	令和6年10月16日、令和6年12月18日
大分商業高等学校	令和6年10月17日、令和6年12月18日
芸術緑丘高等学校	令和6年10月17日、令和6年12月18日
大分西高等学校	令和6年10月17日、令和6年12月17日
爽風館高等学校	令和6年11月26日
大分鶴崎高等学校	令和6年10月22日、令和6年12月16日
鶴崎工業高等学校	令和6年10月22日、令和6年12月16日
情報科学高等学校	令和6年10月22日、令和6年12月23日
大分東高等学校	令和6年10月23日、令和6年12月17日
由布高等学校	令和6年11月6日
臼杵高等学校	令和6年9月19日、令和6年11月5日
海洋科学高等学校	令和6年9月24日、令和6年11月6日
津久見高等学校	令和6年9月24日、令和6年11月6日
佐伯鶴城高等学校	令和6年11月13日
佐伯豊南高等学校	令和6年11月13日、令和7年1月22日
三重総合高等学校	令和6年9月26日、令和6年11月15日
竹田高等学校	令和6年10月2日、令和6年11月11日
久住高原農業高等学校	令和6年11月27日
玖珠美山高等学校	令和6年9月4日、令和6年10月15日
日田高等学校	令和6年9月5日、令和6年10月11日
日田三隈高等学校	令和6年9月5日、令和6年10月15日
日田林工高等学校	令和6年10月30日
中津南高等学校	令和6年9月11日、令和6年10月21日
中津北高等学校	令和6年9月11日、令和6年10月23日
中津東高等学校	令和6年9月12日、令和6年10月21日
宇佐高等学校	令和6年11月7日、令和7年1月10日
宇佐産業科学高等学校	令和6年11月7日、令和7年1月10日
安心院高等学校	令和6年11月12日
盲学校	令和6年11月8日
聾学校	令和6年11月8日
さくらの杜高等支援学校	令和6年10月23日、令和6年12月17日
日出支援学校	令和6年12月12日
宇佐支援学校	令和6年11月7日、令和7年1月10日

中津支援学校	令和6年9月12日、令和6年10月23日
由布支援学校	令和6年11月6日
別府支援学校	令和6年10月3日、令和6年11月18日
南石垣支援学校	令和6年12月12日
新生支援学校	令和6年11月21日
大分支援学校	令和6年10月23日、令和6年12月23日
中央支援学校	令和6年10月23日、令和6年12月17日
臼杵支援学校	令和6年11月14日
佐伯支援学校	令和6年9月25日、令和6年10月18日
竹田支援学校	令和6年10月2日、令和6年11月13日
日田支援学校	令和6年10月30日
大分豊府中学校	令和6年10月16日、令和6年11月25日
(警察本部)	
警察学校	令和6年10月24日、令和7年1月15日
大分中央警察署	令和6年10月24日、令和6年12月23日
大分東警察署	令和6年10月29日、令和6年12月16日
大分南警察署	令和6年11月6日、令和7年1月15日
別府警察署	令和6年10月3日、令和6年11月22日
杵築日出警察署	令和6年10月8日、令和6年11月18日
国東警察署	令和6年12月10日
豊後高田警察署	令和6年9月24日、令和6年10月30日
宇佐警察署	令和6年9月17日、令和6年10月25日
中津警察署	令和6年11月19日
玖珠警察署	令和6年11月12日
日田警察署	令和6年10月30日
竹田警察署	令和6年10月2日、令和6年11月11日
豊後大野警察署	令和6年10月1日、令和6年11月15日
佐伯警察署	令和6年9月25日、令和6年10月18日
臼杵津久見警察署	令和6年9月18日、令和6年11月6日

第3 監査意見

1 定期監査の重点項目

令和6年度の定期監査では「委託契約に係る事務執行の確認」と「補助事業の実施状況と内部統制の確認」を重点項目として実施した。

「委託契約に係る事務執行の確認」では、産業廃棄物処理において処分許可事業者ではない者と法の基準を満たさない契約書を用いて契約するなど法令に違反した事例や、STEAM教育の一環で実施された委託業務において、あいまいな内容の仕様書を用いて契約した上に、一部の業務を実施していないにもかかわらず不十分な業務完了通知書を基に支出した事例が見受けられた。

「補助事業の実施状況と内部統制の確認」では、所属長や班総括等の進行管理不足により、補助対象事業者が行うべき変更承認申請が著しく遅延している事例が確認された。

その他、内部統制においては、委託業務を受託者に任せきりにして実施状況の確認を

十分行わなかったため、電子クーポンの不正利用を早期に阻止できなかった事例や、医師に対する時間外勤務手当に関して、法令の規定に違反し、勤務1時間当たりの給与額に初任給調整手当を含めていない事例などが認められた。

2 財務等に関する事務の執行

重点項目以外では、占用料の算定誤りや光熱水費等の支払遅延など会計規則等に基づいた基本的な会計処理が行われていない事例が認められた。

また、作業手順の確認不足等が原因で洗浄水が混入した生乳を出荷したことにより出荷先に対する多額の賠償金が発生した事例や、職員の不注意により公用車やパソコン等を損傷させた事例など財産管理の不備が複数認められた。

さらに、経済性、効率性の観点では、一括発注が可能な委託業務や消耗品購入等について、理由もなく分割発注している事例が多数確認された。

3 まとめ

以上の事例については、個々の職員の担当業務に係る法令や会計事務等の知識不足、公の財産を管理しているという認識不足などに加え、それをフォローすべき組織としての内部統制が十分に機能していなかったことが要因と考えられる。

これらを改善するためには、担当職員による適正な事務執行への努力もさることながら、人的ミスは起こり得るものと想定し、班総括等を始めとしたチェック体制の整備と適切な運用を行うとともに、所属長自らが業務進行管理に加え、職員への的確な指導を行うことが求められる。

さらに、所属のみならず部局や事業の主管課等が、新たに発生したリスクの状況を把握し、広く情報共有するとともに、異動時などにしっかり継承することが重要である。

最後に、これらの取組を通じて、財務事務や財産管理の様々なリスクの芽を早期に摘み取るとともに、経済性、効率性及び有効性の観点から適正な事業執行に努めていただきたい。